

会 議 録

会議の名称	平成27年度(2015年度)第2回学校教育審議会		
開催日時	平成28年(2016年)2月17日(水) 18時30分～20時00分		
開催場所	豊中市教育センター 研修室1, 2	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 学校教育課 計画係	傍聴者数	1 人
公開しなかった理由			
出席者	委員	安家委員、伊藤委員、岩崎委員、上田委員、大江委員、大寺委員、勝委員、河崎委員、永井委員、中川委員、服部委員、伴野委員、東前委員、藤井委員、松村委員、山本委員	
	事務局その他	大源教育長、吉田事務局長、上杉教育監、福田資産活用部長、足立政策企画部長、松田市民協働部長、鈴木こども未来部長、半田都市計画推進部長、吉田参事兼市街地整備課長、山羽次長兼子ども政策課長、小川次長、林次長、島野参事、鈴木参事兼学校教育課長、山野参事兼教職員課長、六嶋参事兼児童生徒課長、小野参事兼学校給食課長、石井人権教育課長、玉富生涯学習課長、田中教育センター所長、小嶋教育総務課主幹(施設管理担当)、岡本教育総務課主幹(調整担当)、坂本教育総務課特任主幹、藤原学校教育課主幹(学力向上担当)、長坂学校教育課主幹(計画担当)、藤原学校教育課主幹(保健体育担当)、森脇学校教育課主幹(学務担当)、岸田生涯学習課主幹(青少年担当)、西谷少年文化館長、田中南部地域連携センター長、別所教職員課主幹(労務管理担当)、高島児童生徒課主幹(支援教育担当)、杉山くらし支援課主幹(若者支援担当)、栗山主査、山本事務職員、中辻事務職員	
議題	1. 議案 (1) 南部地区(庄内地域)の課題解消に向けた取り組みについて (2) 東泉丘小学校等の通学区域変更について 2. 報告 (1) 豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について (2) 豊中市いじめ防止基本方針の策定について (3) その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

会長 ただ今から、本年度第2回豊中市学校教育審議会を開会いたします。まず、本日の審議会の成立要件につきまして事務局から報告願います。

審議会事務局 ご報告に先立ちまして、本年2月に委嘱申し上げました新任委員の方をご紹介させていただきます。連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会代表の勝委員です。

勝委員 昨年12月の総会で、連合大阪北大阪地域豊中地区協議会の議長に仰せつかりました、阪急バス労働組合の勝でございます。よろしくお願いいたします。

審議会事務局 勝委員の委嘱期間は、豊中市学校教育審議会規則第5条第1項の規定により、前任者の残任期間である平成29年5月31日までとなっております。改めてよろしくお願いいたします。また、前回ご都合が合わずにご欠席なされており、今回初めてご参加いただいた方をご紹介します。市民公募委員の大江委員です。

大江委員 大江でございます。よろしくお願いいたします。

審議会事務局 続きまして審議会の成立要件についてご報告いたします。豊中市学校教育審議会規則第7条の規定では、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。現在の委員数は19名であり、本日15名のご出席でございますので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

会長 では次に、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

審議会事務局 本日の資料を確認させていただきます。「次第」が1枚、「資料1：庄内地域における魅力ある学校づくり構想について」が1部、「資料2：東泉丘小学校等の通学区域変更について」が1部、「資料3：豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」が1部、「資料4：豊中市いじめ防止基本方針」が1部、「参考資料：豊中市学校教育審議会規則及び委員名簿」が1部です。お手元にごございますでしょうか。

会長 では次に、本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

審議会事務局 本日、1名傍聴者がおられます。つきましては、本会終了後に回収させていただきますが、本日の資料をお貸ししたいと思っておりますのでお諮りいただきますようよろしくお願いいたします。

会長 では、ただいま事務局から傍聴される方への資料の貸し出しについて提案がありましたが、皆さんご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

会長 では、資料の配布をよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事に移りたいと思います。最初の案件について、事務局から説明をお願いします。

審議会事務局 議案(1)「南部地区(庄内地域)の課題解消に向けた取り組み」について、簡単にご説明いたします。

昨年10月28日に開催しました前回の審議会において、庄内地域の現状と課題、これまでの検討経過、ワークショップ等で出された意見等をもとに、魅力ある学校づくりの基本的な考え方や方向性についてご説明しました。その後、庁内関係部局で構成する「学校規模と通学区域に関する検討会議」において検討を進め、このたび2月20日土曜日の午後7時からローズ文化ホールで、翌21日日曜日の午後2時から庄内公民館で南部地域活性化に向けた検討案の説明会を開催することとしました。当日は、教育委員会事務局から「庄内地域における魅力ある学校づくり構想」について、また市民協働部から「(仮称)南部コラボセンター施設機能(案)」についてそれぞれ説明しますが、本日は、庄内地域における魅力ある学校づくり構想について当日と全く同じ内容、形式で説明させていただきます。資料1は、これからご覧いただきますパワーポイントのスライドを印刷したものであり、細かいデータや文言等は、説明終了後にお手元の資料でご

確認いただきたいと思ひます。それでは、準備が整いましたので早速始めさせていただきます。

審議会事務局 ただ今より、庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想につきまして、現時点での検討内容をご説明いたします。

教育委員会からは、次の3点に沿ってご説明いたします。

- 1、「魅力ある学校」づくりの検討について、
- 2、「魅力ある学校」づくり構想について、
- 3、今後のスケジュールについてです。

はじめに、1の「魅力ある学校」づくりの検討についてご説明いたします。本市では、小・中学校や地域の状況等によって、子どもたちを取り巻く教育環境が大きく異なっており、なかには、早急に対応を検討しなければならない課題を抱える学校や地域もあります。こうした状況を踏まえ、教育委員会では学校規模と通学区域に関する課題の解消を図り、子どもたちの教育環境の整備充実に努めるとともに、地域の核となる学校の魅力をより一層高めて地域の活性化につなげることを目的として、「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」を策定しました。

基本方針には、地域ごとの検討課題の一つである南部地区について、次のように記載しています。『南部地区においては、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒が多くいることから、子どもたちが夢や希望を持てるように、地域とともにさまざまな関係機関等と連携して教育活動を展開する「魅力ある学校」づくりが喫緊の課題となっています。こうした喫緊の課題を早急に解消する必要があるため、平成26年度から具体的な対応方策の検討に着手します。』

また、具体的な検討事項の1つとして次のように示しています。『児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件、その他の事情も考慮したうえで、南部地区の実情に応じた小・中学校の配置のあり方についても検討する必要があります。』

この基本方針に基づいて、南部地区、とりわけ課題の大きい庄内地域において「魅力ある学校」づくりの検討を進めることといたしました。

それではまず、本市の児童・生徒数の推移についてご説明いたします。

このグラフは、昭和22年度から平成27年度までの豊中市における児童・生徒数を左の目盛りで、小・中学校数を右の目盛りで示したものです。棒グラフは児童・生徒数を、折れ線グラフは学校数をあらわしています。大きな緑の山は小学校の児童数、小さなオレンジの山が中学校の生徒数です。小学校の児童数は昭和54年の4万3,486人をピークに減少し、今年度は約半数の2万1,244人となっています。また、中学校の生徒数も昭和61年の2万8,544人をピークに減少し、今年度は半数以下の9,852人となっています。一方、学校数は当時のまま、小学校41校、中学校は18校を維持しています。

この図は学校規模の分布状況を表しています。左側が小学校、右側が中学校の規模別分布状況で、今年度の通常学級数で色分けしたものです。ピンクは19学級以上、赤は25学級以上のいわゆる大規模校を表していますが、市の中北部に分布しています。一方、オレンジは11学級以下の小規模校を表していますが、市南部に集中していることがわかります。

このグラフは、先ほどお示した豊中市全体の児童・生徒数に平成33年度までの推計を加えて、庄内地域の児童・生徒数の推移を重ねて比較したものです。棒グラフは豊中市全体の児童・生徒数を、折れ線グラフは庄内地域の6つの小学校、庄内小学校、庄内南小学校、庄内西小学校、野田小学校、島田小学校、千成小学校の児童数と、3つの中学校、第六中学校、第七中学校、第十中学校の生徒数の推移を表したものです。先ほどの豊中市全体の児童・生徒数の推移が

ほぼピーク時の2分の1であるのに比べて、庄内地域の児童数はピーク時の約5分の1、生徒数はピーク時の約4分の1と大きく減少しています。

このグラフは、先ほどのグラフのうち、平成24年度から平成33年度までの将来推移を拡大したものです。先ほどと同じく、棒グラフは市全体の児童・生徒数を、折れ線グラフは庄内地域の児童・生徒数を示しています。また、平成28年度以降は、将来推計で算出した数値を点線で表しています。市全体の児童・生徒数は今後も横ばい傾向ですが、庄内地域の児童・生徒数は今後も減少傾向にあることがわかります。

次に、通学区域に関する課題を見ていきたいと思います。この地図は、庄内地域の小・中学校の位置と、通学区域を示したものです。小学校区は黒い線で、また中学校区は黄、赤、青で塗り分けています。庄内地域には、一つの小学校から二つの中学校に分かれて進学する「分割校」があり、庄内南小学校、千成小学校、島田小学校の3校が分割校です。右下の表は、それぞれの分割校について、二つの中学校に分かれて進学する割合を示したものです。特に千成小学校は、ほとんどが第六中学校に進学し、わずかな子どもたちだけ第七中学校に進学することとなり、保護者や地域の方から「分割進学を解消してほしい。」といった意見をいただいております。

次に、本市で唯一、一定の条件のもと指定校を変更することができる「調整区域」についてご説明いたします。この地図の色の濃いところが稲津町1丁目から3丁目で、豊島小学校、第十中学校が指定校ですが、入学時に希望すれば野田小学校に、また豊島小学校を卒業すれば第四中学校に、それぞれ指定校の変更を認めています。同じ地域にしながら、通う学校が異なる状況にあるため、子どもたち同士や地域とのつながりが希薄になるなどの課題があり、「調整区域は解消してほしい。」といった意見もいただいております。

ここで、庄内地域が抱えている教育上の課題をまとめてみます。「児童・生徒数の減少に伴う小規模校化の課題」と「分割校及び調整区域に関する課題」に加えて、家庭事情等により、基本的な生活習慣が整いにくく、学校に来れなくなったり、進級・進学するにつれて学習意欲が低下するなどの子どもたちが、他の地域に比べて多くいるといった課題もあり、こうした点についても、対応を検討する必要があります。そこで、教育委員会では、先ほどご説明いたしました「基本方針」を策定した後、すぐに庄内地域の「魅力ある学校」づくりの検討に着手しました。

まずは、庄内地域の6小、3中のPTA、学校を支援してくださっている地域団体の方々、さらには近隣の幼稚園、保育所の保護者の方を対象に、庄内地域の小・中学校の現状と課題について意見交換しました。その後、平成26年11月から平成27年2月にかけて、6小学校区において、それぞれ3回ずつ、「魅力ある学校」づくりワークショップを開催しました。ワークショップ最終回には、グループごとに「15歳の子ども像」と「実現するための方法等」について発表していただきました。「人の痛みがわかる子ども」、「思いやりがある子ども」、「夢に向かって頑張る子ども」になってほしい、また具体的に「コミュニケーション力」、「考える力・探究心」、「社会で生き抜く力」を身につけてほしい、その実現に向けて「学校と福祉施設等の複合化」や、「0歳から15歳まで共に学べる施設」、「地域人材バンク」、「地域版キッズニア」など、“できたらいいな”といった意見、アイデアが披露されました。

その1カ月後の3月に、庄内公民館において「魅力ある学校」づくりシンポジウムを開催し、パネルディスカッションを行いました。それぞれの立場で庄内地域の子どもや教育にかかわっておられる各パネリストから出された意見や提言は、「魅力ある学校」づくり構想を検討する際に、大いに参考にさせていただきました。

今年度の取り組みとして、前年度のワークショップに参加された方を対象に、7月から8月にかけて、「魅力ある学校」案に係る情報・意見交換会を開催しました。その中では、「今の学校

は児童・生徒数が少なく、充実した教育環境であるとは言い難い。」「様々な課題を抱える子どもたちを、学校と福祉などの分野が協働して支援していく必要がある。」などの意見をいただきました。これらの意見交換会等を経て、本日お示しいたします「魅力ある学校」づくり構想の柱となる基本的な考え方をまとめました。

では次に、2、「魅力ある学校」づくり構想についてご説明いたします。

本構想は、ハード、ソフトの両面から「魅力ある学校」づくりに取り組むもので、基本的な考え方を3つの柱にまとめました。

1つ目の柱は「学校再編による小中一貫教育の推進」、

2つ目の柱は「様々な分野の人との協働による子どもの生活・学習支援」、

3つ目の柱は「歴史・文化があり、商工業の盛んな庄内ならではの地域資源の活用」です。特に2つ目と3つ目の柱につきましては、この後詳しく説明いたします、(仮称)南部コラボセンターが重要な役割を果たすものと期待されます。

最初に、1つ目の柱である「学校再編による小中一貫教育の推進」についてご説明いたします。庄内地域の小学校6校、中学校3校を全て閉校し、新たな小中一貫校を南北に1校ずつ整備することを検討しました。その校区は既存の小学校区を基本単位とし、ここでは仮に「北校」、「南校」と呼ぶこととします。北校は、現在の庄内小学校、野田小学校、島田小学校の校区を、南校は現在の庄内南小学校、庄内西小学校、千成小学校の校区を、それぞれの通学区域とするものです。このように再編することで、学校規模と通学区域に関する課題を解消できるものと考えております。

学校再編により新たに設置する小中一貫校2校において、小学校6年間、中学校3年間の計9年間をひとまとまりとした小中一貫教育を推進します。子どもたちの学びの系統性や連続性を大切にしながら、子どもたちの発達段階に応じた指導の重点を定めて、例えば小学1年生から4年生までと、小学5年生から中学3年生までの前期・後期に分けたり、あるいは小学1年生から4年生まで、5年生から中学1年生まで、中学2、3年生の前期・中期・後期に分けるなど、「指導区分」を新たに設けて義務教育9年間の教育活動を行うことを検討しています。小中一貫教育の推進により、例えば小学校高学年から一部の教科で教科担任制を導入することや、中学校の部活動へ参加すること、また小学校での外国語活動の充実が図られるものと考えています。

小中一貫教育につきましては、全国的にも事例があり、文部科学省の「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、学習意欲の向上といった学習指導上の成果や、中学進学時に新しい環境での生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の緩和といった生活指導上の成果が小中一貫教育で期待される効果として報告されています。

2つ目の柱である「子どもの生活・学習支援」についてです。今回の「魅力ある学校」づくりは、学校教育だけではなく子どもたちの学びや育ちに、学生やボランティア、地域の方々、NPO団体など、多様な大人たちが関わることを想定しています。放課後や休日の子どもの居場所となる「児童館的機能」や、宿題をしたり補習を受けたりできる「放課後学習機能」を整備することなどが考えられます。

3つ目の柱は、「庄内地域の豊かな地域資源の活用」についてです。庄内地域の暮らしの歴史は、2000年以上前の弥生時代から始まり、地域には村の鎮守七社を合祀した庄内神社や、古くからの歴史を持つ椋橋総社など、歴史資源が多くあります。また、庄内地域は住宅地、工業地、商業地が混在しており、大阪府内で4番目に事業所が多いものづくりのまちや「商売の盛んなまち」といった面も持ち合わせています。さらに、庄内地域には、関西唯一の音楽単科大学である大阪音楽大学・短期大学があり、地域と大学の連携事業が盛んに行われています。これら

庄内の豊かな地域資源を活用し、庄内の子どもたち一人ひとりが、いきいきと、大きな夢を育てる学びの場となるようにしてまいりたいと考えています。

審議会事務局 では、具体的な「魅力ある学校」づくり構想案についてご説明いたします。

【構想案1】は、施設一体型の小中一貫校を南北に2校、開校する案です。北校は、庄内小学校の敷地に、また南校は千成小学校の敷地に整備することを想定しています。

【構想案2】は、新たな4－5の指導区分を重視した、施設併用型の小中一貫校を南北に2校、開校する案です。北校は、庄内小学校の敷地に小学1年生から4年生の校舎を、第七中学校の敷地に小学5年生から中学3年生までの校舎を、また南校は庄内南小学校の敷地に小学1年生から4年生までの校舎を、千成小学校の敷地に小学5年生から中学3年生までの校舎をそれぞれ整備することを想定しています。

【構想案1】、【構想案2】の両案とも、子どもたちが安全に通い過ごせるように、通学距離や敷地面積等を考慮して候補地を選定しています。それでは、この2案についてそれぞれ詳しくご説明いたします。

【構想案1】は、施設一体型小中一貫校を2校、開校する案です。北校は、庄内小学校の敷地に小学1年生から中学3年生までの校舎を整備し、隣接する第六中学校の敷地に（仮称）南部コラボセンターを整備することを検討しています。また、南校は千成小学校の敷地に小学1年生から中学3年生までの校舎を整備することを検討していますが、隣接するせんなりこども園の敷地を加えて整備することも想定しています。なお、本市では、現在、せんなりこども園を含め、小学校就学前の教育・保育施設について、将来予測される人口の減少に備え、中長期的な適正配置について検討を行っているところです。

まず、【構想案1】の北校について、説明いたします。北校は、平成33年度の推計値で、児童・生徒数1,132人、学級数35学級になると予想しています。この図は、庄内小学校の敷地に校舎等を配置し、第六中学校の敷地の北側には（仮称）南部コラボセンターが整備され、南側を児童・生徒の運動場として使用することを想定した一つの例です。校舎配置等は、あくまでも一例を示したものであり、このように決まっているわけではありません。

次に、【構想案1】の南校について説明いたします。南校は、平成33年度の推計値で、児童・生徒数1,086人、学級数33学級になると予想しています。この図は、千成小学校及びせんなりこども園の敷地に校舎等を配置し、南側を児童・生徒の運動場とすることを想定した一つの例です。両校とも一般的な教室等に加え、少人数指導や異学年交流、地域学習など、多様な教育活動を展開できる多目的ルームやオープンスペースなどの整備を検討しています。

【構想案1】の再編スケジュールですが、平成29年度から基本設計を開始し、平成33年度には新校舎竣工という最速の場合を想定したスケジュールの一例をお示ししています。庄内小学校、第六中学校及び千成小学校の敷地において、校舎等の建設工事を行うため、平成31年度に野田小学校、第十中学校の敷地に北校を、庄内南小学校、第七中学校の敷地に南校を、一旦開校するという案です。

次に【構想案2】をご説明いたします。【構想案2】は、小学1年生から小学4年生までの校舎と、小学5年生から中学3年生までの校舎に分かれて小中一貫教育を行う施設併用型小中一貫校を2校、開校する案です。北校は、庄内小学校の敷地に小学1年生から小学4年生までの校舎を、第七中学校の敷地に小学5年生から中学3年生までの校舎をそれぞれ整備し、第六中学校の敷地に（仮称）南部コラボセンターを整備することを検討しています。南校は、庄内南小学校の敷地に、小学1年生から小学4年生までの校舎を、千成小学校の敷地に小学5年生から中学3年生までの校舎をそれぞれ整備することを検討しています。【構想案1】の南校と同様、隣接する

せんなりこども園の敷地を加えて整備することも想定しています。

北校の小学1年生から小学4年生までの東校舎は、平成33年度の推計値で、児童数488人、学級数16学級と予想しています。右下の図は、庄内小学校の敷地に東校舎を整備し、第六中学校の敷地に（仮称）南部コラボセンターが整備されることを想定した一つの例です。また、小学5年生から中学3年生までの西校舎は、児童・生徒数644人、学級数19学級と予想しています。左下の図は、第七中学校の敷地に校舎等を整備することを想定した一つの例です。

南校の小学1年生から小学4年生までの北校舎は、平成33年度の推定値で、児童数500人、学級数16学級と予想しています。左下の図は、庄内南小学校の敷地に北校舎を整備することを想定した1つの例です。また、小学5年生から中学3年生までの南校舎は、児童・生徒数586人、学級数17学級と予想しています。右下の図は、千成小学校及びせんなりこども園の敷地に校舎等を配置し、南側を児童・生徒の運動場とすることを想定した一つの例です。

【構想案2】の再編スケジュールは、南北校をずらして整備することとし、平成33年度には南校の新校舎を、その2年後の平成35年度には北校の新校舎竣工という最速の場合を想定したスケジュールの一例をお示ししています。南校の通学区域に既存の中学校がないことから、一時的に第七中学校の校舎等を活用し、南校の新校舎に移転した後、北校西校舎の建設工事に着手するという想定です。

以上、2つの構想案について説明いたしました。ここで、それぞれの特徴をまとめてみます。【構想案1】は、【構想案2】と比べると、敷地面積がやや狭く、校舎配置の工夫による空間の確保が必要ですが、施設一体型であるため小・中学校の教職員間の意思疎通がとりやすく、9年間を通した小中一貫教育の実践が期待されます。また、異学年交流や地域交流などの多様な教育活動の展開が可能となります。【構想案2】は、いずれの校舎も児童・生徒数が500から600人程度の中規模となりますが、物理的に離れるため児童・生徒の交流や小・中学校の教職員の連携に課題があると考えられます。また、両案とも（仮称）南部コラボセンターが学校と連携して整備される想定となっており、庄内地域の豊かな地域資源を活用した取り組みが行いやすくなると考えています。例えば、教科等の時間において、展示コーナーで歴史や文化、ものづくり等に触れることで子どもたちの学習意欲が高まったり、放課後の居場所となり、世代を超えた交流や体験等を通じて、子どもたちの社会性や人間性が養われるといった教育上の効果が期待できます。さらに、子どもたちだけでなく、保護者や地域の方々などの多様な交流やつながりが生まれ、教育環境の充実と、地域の活性化の相乗効果が期待できます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。今回の説明会の後、さらに保護者や地域の皆様との意見交換を重ねながら検討を進め、9月ごろには構想案を1つに絞った（仮称）「魅力ある学校」づくり計画素案を作成し、お示ししたいと考えております。その後、地域説明会や意見公募手続きを行い、12月頃には（仮称）「魅力ある学校」づくり計画を策定するという流れを想定しています。計画策定後は、新設する「魅力ある学校」の具体的な整備方針等について検討を進めていきたいと考えています。以上をもちまして庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想についての説明を終了いたします。

会長 では、今の説明についてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

A委員 所属する団体で、池田市のほそごう学園へ施設見学に行っていました。【構想案1】のパターンの学校で、1年生から9年生までの子どもたちが共に学んでいます。そこで見たビデオには、大きな中学生たちが小学生たちと一緒に防火訓練をしたり、入学式で中学生が小学生に挨拶したり、様々な形で地域が求めるほのぼのとした様子が映されていました。また、小中一貫校が地域とどのように関わっておられるのかを勉強させていただきたかったのですが、ほそごう学

園の場合は開校から1年も経っておらず、まだ地域との連携というよりは、いろいろな形で地元の方々が学校へ足を運ぶというものでした。子どもたちもすごく新鮮に感じているようで、学校に出入りする大人にも挨拶してくれますし、中学生のお兄さん・お姉さんたちが小さな子たちを見守っている様子が窺えました。小学校1年生から6年生までは、私たち地域も共に温かい目で見守れますが、私の周りでは、小学6年生でいろいろな問題を残したまま中学へ進学し、中学校で頑張るけれども学校に行けなくなり、地域としても手助けできないまま、ひきこもりになる子もいます。今まで小学校は中学校へ送り届けるだけだったが、1年生から9年生まで子どもたちを見守るので、小学校卒業後の3年間を共に温かい目で9年間通して子どもたちを見守ることができ、地域も先生方も子どもたちに目が行き届くと痛感しました。こういうことが実現できれば、素晴らしいと私は思います。

B委員 所属団体から寄せていただいている立場上、また、私の小学校区にも関係するものですから、1つお願いです。調整区域については、全校区の中で1つだけ残されており、通学させる学校をはっきりしていただきたい。先ほどの説明にもあったように、隣同士で別々の学校に子どもたちが行っており、子どもたちの人権に関わる点もありますので、調整区域の解消を、是非とも一日でも早くお願いします。

それからもう1つ、(仮称)南部コラボセンターに関わることとして、災害等は、いつ、どのような形で起こるかわかりません。適切に対応いただくために、(仮称)南部コラボセンターを建てる場合は、住民等が集える安全な場所づくりも計画の中に入れていただきたいと思います。

最後にもう1つ、やはり官民一体の取り組みでないといけません。お金が掛かるという問題は当然でできます。また、所得格差が家庭の教育格差につながっているという説もあります。庄内地域の活性化だけでなく経済環境も含め、所得のレベルアップにつながるように、この地域を明るく生活のしやすい場所、所得も確保できる場所にできるような官民一体の取り組みを検討いただきたいと思います。市長部局の案件かもしれませんが、その点も含めてお願いするところです。

C委員 私自身幼い娘がおりまして、一市民、一保護者としての意見です。例えばワークショップや説明会には、実際に改善を望んでいるリアルな層が来られないことが非常に多いのではないかと思います。なかなか子どもを置いてまで参加することができず、例えば一時保育制度等があっても、日曜日は家庭の事情で来られない等の方々が非常に多いです。そういった層の意見を拾うのは難しいと思いますが、熱心な方々と、意見があってもなかなか参加できない方々の温度差をなるべく少ないように、意見募集方法にご配慮いただければとてもうれしく思います。

D委員 立場上というより、私の仕事柄の意見になるかもしれませんが。構想案が2つありますが、9年間の小中一貫教育という点について、子どもたちの育ちにとっては9年間を通した形での生活や学習は良いことだと思います。小学校1年生と大きい中学生との関わり合い等の縦の関係は非常に大切なことだと思っています。そこで、資料1のスライドの31ページにも書かれていますが、敷地面積がやや狭くなるという点について、豊中市の小・中学校の中で、南部地区は児童・生徒数が少なく敷地を広々と使えるような環境があるかと思いますが、大規模校である少路小学校や桜井谷東小学校等では、敷地面積に対してどのぐらいの児童数であるのか教えていただきたい。子どもに及ぼす影響とまではいかなくとも、比較した時にどの程度になるのかという質問です。

会長 今の質問は一問一答になると思いますが、この件で補足の質問はありますか。

E委員 今回の提案のうち、【構想案1】は大規模校に該当するような1,000人を超える児童・生徒数になる想定です。今は、伸び伸び暮らせる条件をつくっていく時代であり、子どもの成長

も昔と今で違います。大規模で仲よく元気に暮らしていったという昔の子どもと違い、友人関係等を通して心に余裕がなくなる、身近に相談できる人が少ない等の背景がある中で、子どもたちへのケアが大事という状況が生まれているのではないかと思います。そういう状況において、大規模校が果たしてよいのかというのが1点です。また、同じグラウンドで小学校1年生と中学校3年生が同じように交流できるという状況も、本当に安全なのか気がかりです。

学校が2校になることそのものについては、庄内地域で、特に小学校の通学区域が非常に大きくなり、今と比べてかなりの距離の通学路を歩かないといけない状況も生まれてくるので、通学路の整備などが大事であると思います。

また、カリキュラムについては6-3制を残した状態で教科担任制を一部導入していく等の新たな試みをされるとのことです。その辺りは専門ではありませんが、学校教職員の方々の意見が十分反映されていればと思います。

会長 では、まず規模のところで事務局から情報提供をお願いします。

審議会事務局 規模の件につきまして、例えば、【構想案1】の北校は、今現在、250人ほどの規模である庄内小学校の約1万㎡の敷地に、隣の第六中学校の1万2,000㎡の敷地を加えると、運動場として8,800㎡ほどとれる想定です。校舎側の1万㎡のうち、建蔽率60%と仮定すると、6,000㎡ぐらいの敷地に校舎と体育館を配置する想定で、配置図の一例をお示ししております。

市内における1,000人を超える他の大規模校ですが、例えば、少路小学校は児童数1,002人、敷地面積1万6,384㎡、上野小学校は児童数1,104人、敷地面積1万7,377㎡という状況です。また中学校ですと、第三中学校は生徒数961人、敷地面積2万698㎡、第十一中学校は生徒数1,018人、敷地面積2万4,252㎡で、第十一中学校は少し広いといった状況です。文部科学省の国庫補助事業における施設基準に照らすと、運動場は、小学校でおおむね1人当たり10㎡、720人以上の学校であれば7,200㎡が、また、中学校では720人以上で8,400㎡が必要とされています。そうした施設基準等を勘案すると、やや狭いというのは事実かと思いますが、校舎配置等の工夫により空間を生み出し、例えば小学校の低学年が遊べるスペースを生み出す等の工夫ができるのではないかと考えております。

会長 今言われた面積は、例えば24のスライドの【構想案1】の北校で示される建築面積と延面積と校庭面積のうち、いずれのことですか。

審議会事務局 敷地面積は資料1に掲載されていませんが、例えば24のスライドの校庭面積8,800㎡は、(仮称)南部コラボセンターの下側にグラウンドと記載している第六中学校敷地の一部分のことです。なお、資料1の延面積は、教室等の延床面積を示しており、先ほどお伝えしたデータとは少し関連性が薄いと言えます。

会長 先ほどのご質問は、【構想案1】のいわゆる大規模校で、どれぐらいの人口密度になるのかという趣旨であり、比較しないとイメージが湧かないと思います。例えば、24のスライドに掲載されている面積をベースに、少路小学校や上野小学校、第三中学校、第十一中学校のことを教えてもらいたいのですが、それは今わからないということですか。

審議会事務局 人口密度はこの場ですぐに算出できませんが、【構想案1】の北校は、庄内小学校側約1万㎡の敷地に加えて、第六中学校側約8,800㎡のグラウンドがあるという考え方をすれば、合計1万9,000㎡ほどの敷地で1,132人の児童・生徒が学校生活を送る想定になります。【構想案1】の南校は、約1万4,000㎡が千成小学校の敷地であり、仮に約3,000㎡のせんなりこども園敷地を加えて建てるとすれば、合計約1万7,000㎡の敷地で1,086人の児童・生徒が学校生活を送る想定になります。

会長 今の説明によれば、小学校は他の大規模校と遜色ないけれども、中学校は他の大規模校では2万㎡程度あるので、少し狭くなると私は受け止めました。そのような理解でよろしいですか。違うところがあればご指摘ください。

審議会事務局 狭いと感じると言われたら、正直厳しい部分もありますが、ただ、どういった観点で捉えるのかというところが重要だと思います。

会長 31スライド、2案の比較の【構想案1】のところで、敷地面積が「圧倒的に狭く」という記述ではなく「やや狭く」となっているわけは、小学校は同じぐらいの広さの大規模校があるが、中学校は約2万㎡の敷地をとっている大規模校が他にあることに比べると、「やや狭い」というような理解でよろしいですかね。

審議会事務局 答えとして適当かわかりませんが参考までに、例えば、市内で一番児童数の多い上野小学校は、児童数1,104人ですが、運動場の面積は5,290㎡です。その次に児童数の多い少路小学校は、児童数1,002人ですが、運動場の面積は7,800㎡となっております。

会長 つまり、上野小学校でいうと敷地面積1万7,377㎡の内数で、運動場が5,290㎡ということですね。あともう1点、E委員が教育課程に関わる質問をされていましたが、それについてはいかがですか。

審議会事務局 「魅力ある学校」の検討にあたり、具体的にどういったカリキュラムにしていくのかということや、教科担任制の一部導入については、現在も小学校において専科の教員が入り担任の教員をフォローするという形の授業を行っていること等を踏まえ、これまでの取り組みの延長線上にあるものと考えています。なお、教育委員会事務局内には、現場で教員をしてきた経験のある指導主事があります。また、現場の教員との協議については、今後具体的に詰めていくこととなります。現時点では、まだ構想案の段階なので、教員との打ち合わせ等、具体的な検討段階には至っておりません。本日は、こういったことも考えられますという、一例をお示しさせていただきました。

会長 いかがでしょうか。敷地に関しては、今のやりとりで概ねよろしいですか。

(異議なし)

会長 ほかの点、いかがでしょうか。

F委員 【構想案1】、【構想案2】ともに廃校になる小・中学校の跡地利用は考えているのでしょうか。もし、跡地を民間事業者へ売却する等の話になれば、マンション等が建って子どもの数が増えることになり、先ほど説明された校舎の広さでは増えた子どもの数に対応しきれないのではないかと懸念しています。

審議会事務局 現在、教育委員会と市長部局をあわせた検討会議において、庁内検討を進めており、跡地についても話し合いましたが、現時点で明確にお答えすることができず、今後さまざまな観点から検討していくこととなります。豊中市では、来るべき人口減少社会を見据えて、市有施設有効活用計画を策定し、その計画に基づき、さまざまな観点から検討することとしています。例えば、学校として使えなくても、福祉や就労等のさまざまな分野で、敷地もしくは校舎等の一部を活用することが考えられ、ご指摘のように、敷地の一部分を売却することも想定されます。現時点ではあくまでも構想案の段階で、具体的な計画はありませんが、今後、あらゆる観点から、跡地利用について市全体で考えていくこととなります。

F委員 魅力ある学校、庄内地域をつくってしまうと、人口も増えるのかなと思います。

会長 つまり、F委員の懸念としては、魅力ある学校、地域になれば人が流入してきて、北校・南校の校舎では収まらないという事態にならないかというものです。【構想案1】、【構想案2】における収容上の余裕として、どの程度を見込んでいますか。

審議会事務局 資料1に校舎配置の一例をお示ししていますが、この配置例をつくるためにはある程度の想定をしなければいけないという中で、例えば【構想案1】の配置図に記載されているクラス数34は通常学級が34学級という意味で、それに加えて支援学級や特別教室、また「魅力ある学校」ということで、2つ目の柱の生活・学習支援や、3つ目の柱の地域資源の活用という観点から、オープンスペースや地域交流のホール等の設定も想定され、少しゆとりを持たせた校舎となるように考えています。

G委員 池田市にも小中一貫校ができましたが、開校してからあまり経っておらず、その成果はまだわかりません。小中一貫校というものに今初めて豊中市は取り組もうとしており、慎重な検討も必要ですが、もっと大事なことは、このままではいけないということを皆さん方が認識されているから今回の「魅力ある学校」づくり構想が検討されているということです。庄内の子どもたちが少なくなり、学校でも問題が起こっている。いろいろな問題が出てきたから、これをどう解消していこうかということを出してから、もう5年ぐらいになります。小学1年生の子どもはもう小学5年生です。【構想案2】の想定スケジュールでは、平成29年度から基本設計を開始しても出来上がるのは平成35年度で、7年間もかかります。平成29年度に入学した小学1年生の子どもは、平成35年度にはもう中学1年生です。構想が固まりこれで進めるとなれば、出来るだけ早く取り組まなければいけません。子どもは小学1年生、2年生、3年生とどんどん成長していくわけですから、その子どもたちのことを考えれば、どこかで決断することが大事だと思います。確かに市民の意見をたくさん聞くことも大事ですが、正直言って意見交換やワークショップ等、参加者を募って何回開催してもあまり人は来ないだろう。何かありましたらご意見をくださいと伝えてもあまり意見は出てこない。いざ決めれば反対意見を言う方もいるが、これを聞いて一つひとつ対応していたら、まず話は進みません。子どもたちは一年一年大きくなっていきます。現状に課題があることを皆さんはわかっている、今回の検討が進められているわけですから、良い方向に変えていくために、市でも進めていただけたら本当にありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。喫緊の課題というところでようやくここまで来たという感じですね。いろいろな意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

審議会事務局 先ほどご質問いただいた中で、お答えできていないものがあると思うので、よろしいでしょうか。最初にB委員からご質問いただきました件で、まず1点目、稲津町1～3丁目の調整区域を解消して欲しいということでした。これにつきましては、今回、通学区域に関する課題の解消というのも1つ大きな目的であり、調整区域は解消していきたいと考えているところです。ただ、距離的には、例えば【構想案1】では、北校の場所が庄内小学校敷地となり、現在野田小学校に通っておられる稲津町1～3丁目の児童は今より遠くなってしまいます。また、稲津町1～3丁目から、本来の指定校である豊島小学校までの距離と、北校の庄内小学校までの距離はほとんど変わらず、さらに第四中学校まで通学することを考えると、距離的には豊島小学校、第四中学校を選ばれる方のほうが遠くなる場合もあります。稲津町1～3丁目を新しい学校の校区にするのか、それとも、豊島小学校、第四中学校の校区にするのかは、皆さんの意見を伺いながら判断していきたいと考えています。ただし、いずれにせよ調整区域は今後解消していきたいと考えています。

会長 B委員、（仮称）南部コラボセンターの件について、ご質問という形でされたのか、ご意見という形でされたのか、市からの返事を必要とするかどうか、私判断つきかねていましたがいかがですか。

B委員 （仮称）南部コラボセンターの件は、災害時に適切な対応ができるような施設も必ず入れてほしいというお願いです。今後検討が進められる大きなプロジェクトですので、要望事項になり

ます。

会長 了解しました。今回提示された案についてその他の点はいかがでしょう。

F委員 すみません、通学距離が遠くなることについてはどのようにお考えでしょう。

審議会事務局 構想案の中で遠い箇所を見ると、調整区域の稲津町から北校の庄内小学校敷地まで通うとした場合、約1.8kmになると見込んでおり、現在の通学距離を考慮すると豊島小学校までの距離と大差ないと先ほど調整区域に関する説明で申し上げました。ほとんどの地域が大体2km以内におさまっていますが、ただ、場所によっては今よりも遠くなる子どもたちも多くいて、もし、【構想案2】の北校の第七中学校敷地まで小学5年生以上の子どもが通うとなれば、稲津町からの距離は約2.3kmになります。なお、南校の場合は、一番遠いと思われるポイントを幾つか拾い上げてみましたが、一番遠くて約1.6kmと、2kmを超えるところはありませんでした。約1.6kmというのは、庄本町1丁目から千成小学校敷地までの距離です。これは、あくまでも地図上で測った距離ですので、実際の通学経路によって少し変わってくるかもしれません。なお、地図上の直線距離ではなく、道のりの距離をお調べしております。

会長 他にいかがでしょうか。本日お示しになり今週末に説明会があるとのことで、これから豊中市の皆さんに提示していくと理解しております。よろしいですかね。

(異議なし)

会長 では、次の議題に移ります。議案(2)「東泉丘小学校等の通学区域変更」についてよろしくをお願いします。

審議会事務局 資料2、新千里南町3丁目及び東泉丘2丁目の通学区域変更に関する説明会の概要と、当日説明会で使ったスライド資料をご覧ください。前回10月28日の審議会で諮問させていただき、「原案を妥当と認める」旨の答申をいただきました。その後の経過を簡単にご説明します。まず、11月17日の教育委員会会議において「学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則」の一部を改正する案件を諮り、承認いただけたので正式に決定しました。平成29年度から、新千里南町3丁目の小学校の通学区域が東泉丘小学校から南丘小学校に変更となります。変更方法は、平成29年度の新1年生から新5年生までを同時に変更ということで、新6年生だけが東泉丘小学校に残るという形です。そして、その新5年生の子どもたちが中学校に進学する平成31年度から、新千里南町3丁目の子どもたちは第十五中学校ではなく、新たに第九中学校へ一学年ずつ変更していくことが決まりました。また、東泉丘小学校の分割課題の解消という観点から、東泉丘2丁目の通学区域について、平成31年度から、一学年ずつ、第十五中学校から第十七中学校に変更することにより、東泉丘小学校の子どもたちは全員第十七中学校に進学することとしました。

この内容とともに、平成29年度に向けて準備をどう整えるのかをお伝えするために、説明会を開催しました。1月16日、23日、24日に対象となる学校をお借りして開催した説明会にて出された主な意見を、資料2に掲載しています。一番ご心配されていたのが通学路の安全確保でした。新千里南町3丁目から南丘小学校がある新千里南町2丁目に渡るために、上天竺橋という陸橋があります。陸橋を渡ることにより交通上の安全は確保されますが、陸橋の手前がある交差点の危険性に関するご指摘や、渡り切った後には車が走行できない遊歩道があり、人通りや民家も少ないといったところから、防犯上の課題があるのではないかといったご指摘があり、関係機関等と連携しながら一つひとつ対応を検討していきますという回答をさせていただいております。他に、配慮事項や学校間連携についても、幾つか心配な点があるのご意見をいただきました。例えば、きょうだい関係という形で、兄姉が東泉丘小学校の6年生として残る時に、弟妹も東泉丘小学校に1年間だけ指定校変更できる措置や、あるいは逆に、6年生の兄姉が指定校変更

し、弟妹と一緒に南丘小学校へ通わせる措置の説明をしましたが、きょうだいであっても子どもたちの考えや友達関係もあり、別々の学校に通わせることも考えられ、その場合には、運動会や学習発表会等の学校行事が重ならないように配慮してほしいとの要望や、不安になることも多々あるのでスクールカウンセラー等による精神的なケアを厚くしてほしいとの要望をいただいております。最後に、地域コミュニティの活動について、今回の校区変更によって影響が出てくるのではないかとのご心配もいただきましたが、所管部局や教育委員会で出来る限りの支援をしていきたいとお答えさせていただいたところです。

会長 では、前回の審議会で答申した後の経過等について、ご意見等がありますか。

B委員 子どもたちが新しい環境に行くということで、町歩きのような新しい環境に慣れるための取り組みを、例えば地域も含めて何かお考えですか。こういうことは是非ともやっていただかないといけないと考えておりますが、いかがでしょうか。

審議会事務局 基本的には各学校での取り組みとなり、特に新たな子どもたちを受け入れる南丘小学校において、平成28年度に検討したうえで取り組んでいきます。もちろん、子どもの安全見守り隊や青少年健全育成会、PTAの生活指導委員等と連携しながら進めていくことになると思います。愛知県常滑市において、学校規模が逆転するような校区変更を平成26年度に行っており、通学路の登校練習等の事例をご紹介します。そうした他市事例等を踏まえて学校で検討し、しかるべき時期にご案内させていただきますとご説明したところです。

C委員 説明会の開催場所ですが、1月24日は第九中学校の会議室で、参加者6名となっております。第十五中学校から第九中学校もしくは第十七中学校へ校区変更するのであれば、第十五中学校で開催するのが妥当だったと思います。第十五中学校、第十七中学校も合わせて周知されて6名しか集まらなかったのか、それとも、主に第九中学校しか周知が行き届いていなかったのか、という部分もよく検討される必要があると思います。必要な方に必要な情報が届く場所で開催すべきだと思いますが、そのあたりはどのような経緯で第九中学校での開催になったのでしょうか。

審議会事務局 まず、第十五中学校がベースになるとの話ですが、それ以前に、東泉丘小学校の校区が大前提と考えています。第十五中学校はいずれも通学区域から外れていく形の変更となっております。今後どうなっていくのかという観点から、主に変更先での説明ということで会場を検討しました。関わりのある学校全てとなると、説明会を開催した3つの小・中学校に加えて、第十五中学校、第十七中学校となりますが、第十五中学校では説明会を行わず、また、第十七中学校では校長先生とも相談したうえで、PTA役員等を対象として説明することとなりました。

また、周知先ですが、自治会回覧や、対象となる学校の児童・生徒を通じて保護者の方々に案内プリントを配布したり、近隣の幼稚園、保育所等にも案内プリントをお送りし、他にも、市ホームページ、広報とよなか等でご案内しました。ただ、情報が十分に行き届いていなかったかもしれません。今後、南部地域で広報を行う際に、先ほどのご意見を踏まえ、新たにどういった広報ができるのか検討していきます。4月、7月に開催した事務局案の説明会にあっても、広く周知に努めたつもりでしたが、徐々に参加人数が減っていく結果となりました。4月の説明会には、東泉丘小学校で120人と、多数参加いただきましたが、各会場とも徐々に減少し、今回、東泉丘小学校では32人、南丘小学校・第九中学校では非常に少ない参加人数となりました。南丘小学校・第九中学校での説明会開催日あたりは寒波の影響で大雪となる予報で、当初、体育館で開催する予定でしたが、健康を害されないよう暖房設備の整った会場へ変更したものであり、会場変更の結果、収容数が少なくなったから参加者が減ったということではありません。今後、いただいたご意見を踏まえ検討していきたいと思っております。

会長 今の質問は、校区変更先の学校で説明会を開催すべきということで、第十五中学校から第十七中学校へ行く子どもがいるため、第十七中学校で説明会をすべきでないかということでしょうか。

C委員 校区変更先での開催というよりも、第十五中学校に行っている子が第九中学校、第十七中学校へ行くのであれば、第十五中学校で説明会を開催したほうが関係の方が集まりやすいのではないかなと思いました。

会長 確認ですが、中学校在籍の子どもや保護者が、東泉丘小学校、南丘小学校で説明会に参加することは当然可能ですよね。中学生だから第九中学校に参加しなさいということではなく、会場はどこでも選べたわけですね。

審議会事務局 そのとおりです。1月に開催した3回の説明会は、広報とよなかでもご案内できて、過去の説明会よりは周知しやすい状況であったと思います。

会長 いかがでしょうか、この点についてはよろしいですかね。
(異議なし)

会長 では、ひとまず議案(2)については、これで終わりしたいと思います。では、報告(1)「豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」についてご説明をお願いします。

審議会事務局 失礼いたします。この場をお借りしまして、「豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」についてご報告申し上げます。恐れ入りますが、資料3をご参照いただけますでしょうか。ご覧のとおり、豊中市長の名前で「豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」が昨年11月20日に策定され、既に公表されております。背景を説明しますと、昨年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が大きく変わりました。かつて、いわゆる教育の分野は、教育委員会が行うものであり、市長は予算等は別として基本的に関与しないということになっていましたが、大津市のいじめ事件等を契機として、選挙で選ばれた市長あるいは知事が教育行政に関与できないというのはいかなるものかということで、国全体で教育委員会制度の見直しが図られました。その結果、昨年4月に法改正があり、そのうちの1つにおいて、市長が教育、文化及び学術に関する大綱を定めるものとするものが決まりました。つまり、市長の名において、また、責任において、大綱をつくり示していくべきということが法で定まりました。あわせて、市長と教育委員会の教育委員、教育長が一堂に会し、教育に関する重要事項を話し合う、総合教育会議を設置しなければならないとされております。

この大綱につきましては、総合教育会議において、途中パブリックコメントも挟みながら3回ほど議論を重ね、最終的に市長がご覧のとおりに決めました。教育環境の整備にあたっての重点事項として、「第一 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます」、「第二 子どもたちを育む学校園、家庭、地域の連携を進めます」、「第三 子どもや若者の健やかな成長が図られるよう支援を進めます」、「第四 生涯をとoshた学びの機会の充実や市民文化の振興を進めます」という4つの柱に沿って大綱を定めております。報告が本日となりましたが、このような形で市長が定め公表しておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

会長 今の説明についてご質問等ありますでしょうか。よろしいですかね。
(異議なし)

会長 では続いて、報告(2)「豊中市いじめ防止基本方針の策定」について、事務局から説明をお願いします。

審議会事務局 失礼いたします。「豊中市いじめ防止基本方針」についてご説明申し上げます。資料4をご覧ください。「豊中市いじめ防止基本方針」を今般策定しましたが、まず1ページ目「I 豊中市いじめ防止基本方針の策定について」、これはいじめの背景についてですが、中ほど4

段目からご覧ください。いじめの問題が全国的に深刻化する中、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。本市教育現場におきましては、これまでもいじめは子どもへの重大な人権侵害であると同時に、どこの学校でも起こり得ることとして捉え、いじめを許さないという価値観を持つ集団をつくり上げる取り組みを重ねてまいりました。しかしながら、現在もなお、いじめは存在し、いじめによる人権侵害から子どもを救うためには、学校、大人を含めた社会が総がかりで取り組む必要があると考えております。このようなことから、いじめ防止のための対策を総合的、効果的に実行するために、「豊中市いじめ防止基本方針」を策定しました。

次に、2ページ目「Ⅱ いじめ防止対策推進法によるいじめの定義」で、いじめの定義について記述しております。法第2条には、いじめについて定義されており、2ページの中ほど以降に、その留意点と具体例及び具体的ないじめの態様について記載しております。

次に、3ページ目「Ⅲ いじめの防止等のために市が実施すること」ですが、いじめを乗り越える学校をつくるために、人権教育と道徳教育を基盤とし、学校教育活動全般を通して豊かな人間性を育む教育に取り組んでまいりたいと考えております。また、いじめの防止には関係機関や地域が連携することが必要であることから、法第14条第1項に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関や関係団体との組織的な連携を図り、体制を強化してまいりたいと考えております。さらに、国の基本方針では、PDCAサイクルに基づいた検証が求められていることから、法第14条第3項に基づく審議会を新たに設置し、専門的見地から審議を行ってまいりたいと考えております。なお、この審議会には、同時に調査部会を設置し、法第28条第1項に基づく重大事態発生時の教育委員会の調査組織とします。4ページの冒頭には、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関、相談窓口について記載しております。これらは、教育委員会のホームページ、市の広報、各種パンフレット等により広く市民に周知するとともに、ポスターや相談カード等の配布により学校及び子どもたちに周知してまいります。

次に、4ページ下の「Ⅳ いじめの防止等のために学校が実施すること」ですが、各学校においては、法第13条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を既に策定し、各学校のホームページにて公開しております。「学校いじめ防止基本方針」では、法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置しており、PDCAサイクルに基づいた学校基本方針の点検をこの組織が中心になって行うこととしております。5ページ目からは、教育委員会から学校に示すこととして、「1. いじめの防止について」、「2. いじめの早期発見について」、「3. いじめへの対処について」、それぞれ基本的な考え方を具体的に記載しております。とりわけ、6ページの「3. いじめへの対処について」の(5)、いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも留意し、当該児童生徒の健全な心の発達に配慮することや、(7)、携帯電話やスマートフォンによる被害が拡大していることから、学校における情報モラル教育の推進についても記載しております。

次に、7ページ「Ⅴ 教育委員会による学校への支援について」ですが、ここでは教育委員会による学校への支援について、いじめ事案に対する指導、助言やいじめられた児童生徒への支援、警察との連携や教員の資質向上に向けた取り組みなど、7項目にわたり記載しております。

最後に、8ページ「Ⅵ 重大事態への対処について」ですが、ここでは「1. 重大事態とは何か」として、(1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、であることを明記のうえ、重大事態が発生した場合の報告のあり方や調査の方法、調査結果の報告及び提示、法第3

0条第2項に基づく市長による再調査の方法について記載しております。以上、雑駁ですが「豊中市いじめ防止基本方針」につきまして説明を終わります。

あわせて、今般「障害児教育基本方針（改訂版）」も策定しました。本日は資料等を準備させていただいておりません。昨日の教育委員会会議にて承認いただき、策定したところですので、後日資料等も含めてご説明申し上げたいと思います。以上になります。

会長 では、今の点で何か質問等がありますか。

確認ですが、3ページ「1. 学校の教育活動全般を通した豊かな人間性を育む教育の推進」に記述のある、いじめを乗り越える学校づくりというフレーズは、余り聞いたことがありません。いじめを乗り越えるのは本人であって、いじめを一切許さない学校づくり等のフレーズが使われるものと思っております。いじめを乗り越える学校というフレーズは、文部科学省、法律等で使われているのでしょうか。

審議会事務局 特にこのようなフレーズは使われていないと思いますが、組織としていじめを克服していくという意味合いから、いじめを乗り越えるという記載になっていると認識しております。

会長 つまり、いじめはあるとの前提で、それを克服するということですね。どうも、いじめを許さない学校づくりというフレーズにしていないところが、私としては、どういうことかと非常に懸念しています。

審議会事務局 どの学校でもいじめは起こり得る可能性があるし、実際に起こっているということを前提として考えているところです。

会長 子どもがいじめを乗り越えるというフレーズで使われることが多く、学校が乗り越えるという使われ方は余りされていないので、独自のお考えかと思ひ質問しました。

G委員 すみません、一点質問ですが、かかってきた電話がすぐに切られたとしても、電話番号を調べることができる装置は備わっているのでしょうか。実は、相談事というのは、いざ電話してもやっぱり止めておこうと思ひ直して電話を切るというのが非常に多いと聞きます。せっかく相談の電話がかかってきたので、すぐに今かかってきた電話にかけ直すことができるような装置があればよいと思います。

審議会事務局 NTTのナンバーディスプレイのように、かかってきた電話番号がわかるような装置は設置しておりません。実際のところ、今ご指摘いただきましたように、電話がかかってきて、こちらが応答するとすぐに切れてしまうというケースもあります。これは今後の検討課題ということで考えさせていただきたいと思ひます。

G委員 できるだけ取り組んでいただきたいです。多くの一般の固定電話には、電話番号がわかるような装置は備えられていません。特に、子どもの場合は、実際いじめられていることを口外すれば何かあるのではないかと心配し、電話を切ってしまうことがあります。これは、ニュースで見るといじめ事件等とも言えることですが、結局、周りの大人たちに相談することができずに、事が大きくなったとも考えられます。このような相談事については、子どもは特に虐待等の問題も同じで、気を配る必要があるので、できたら設置していただけたらありがたいと思ひます。

H委員 いのちの電話等の電話相談に関わっております。電話して話そうと思ひたが、それ以上踏み出せなかったということはあるかもしれません。しかし、おそらく電話相談機関の多くが、かけ手の匿名性を守るということに意味合いを持っていると思ひます。どういう趣旨で子どもが電話をかけてくるのかという特性もあると思ひますが、他のさまざまな電話相談機関がその辺りの取り扱いをどうされているのかを調べ、今後、それを踏まえてから決めていかれたらと思ひます。

会長 私も同じ趣旨で言おうと思ひていました。市からの答弁が検討しますとのことですが、それは実施に向けて検討するのではないという確認をさせていただきます。

審議会事務局 ご指摘いただいたように、課題の整理に努めてまいりたいと考えております。

会長 ありがとうございました。では、ほかの点、よろしいですかね。

(異議なし)

会長 では、その他の報告ということでもよろしくお願ひいたします。

審議会事務局 長時間にわたり、慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。最初の案件でも申しあげましたとおり、来る2月20日土曜日午後7時からローズ文化ホールで、翌2月21日日曜日午後2時から庄内公民館3階集会室で、南部地域活性化に向けた検討案の説明会を開催します。もしご都合がよろしければ是非ご参加いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次回審議会の開催についてご案内します。次回の審議会は、平成28年度に入ってから、先ほどご意見を賜りました庄内地域における「魅力ある学校」づくり構想について、市民説明会等のご報告も含め、検討の進捗状況を説明させていただき、また皆さんのご意見を賜わりたいと考えております。日程調整につきましては、後日改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上です。

(異議なし)

会長 では、これもちまして第2回の学校教育審議会を閉会といたします。皆さんお疲れさまです。ありがとうございました。